



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
○道路の供用開始	() 1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
落札公告	
○落札者等の公告	(文化推進課) 3
○"	(私学・大学支援課) 3
○"	(教育委員会事務局新図書館整備課) 3

告 示

高知県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
野田 三紀	みき鍼灸接骨院	安芸市本町二丁目8-13	平成26年7月1日
大井田 一郎	大井田薬局鍼灸療所	宿毛市中央一丁目5番18号	〃
宮本 國雄	宮本鍼灸治療院	土佐清水市清水855-50-14街区4-3	〃
新谷 由紀	土佐針灸院	四万十市中村上小姓町11	〃
依光 晴男	香北鍼灸院	香美市香北町美良布1105-5	〃
依光 美紗子	〃	〃	〃
小川 八十一	小川接骨鍼灸院	吾川郡いの町1659	〃
竹内 平八	竹内鍼灸治療院	高岡郡日高村本郷5399-48	〃
高橋 俊光	高橋接骨院	高岡郡四万十町古市町5番16号	〃
松久保 慎二	室戸接骨院	室戸市浮津二番町84	平成26年7月10日

高知県告示第529号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町泊浦字弦場山411の7（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 土佐清水宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江 字水谷山3338番28地 先から 土佐清水市下ノ加江 字水谷山3338番40ま で	前	4.3 }	278
	後	7.2 }	278

高知県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 小味野々川口
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字新 屋式710番地先から 高岡郡四万十町檜生原字長 ウ子695番まで	240	平成26年9月9日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年8月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年8月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年8月28日	特定非営利活動法人デフサポートこうち	青木 大輔	高知市神田1821番地1	この法人は、聴覚障害者の生活支援、情報保障、相談事業等を行うとともに、地域に聴覚障害者の生活・福祉に関する理解を働きかけ、関係団体と協力し、啓発・交流・手話等の普及を行い、もって福祉の増進と地域社会に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年6月30日26高須土第335号	（2工区及び3工区） 須崎市多ノ郷字清宗甲3751番9ほか	須崎市大間本町14番26号 土佐くろしお農業協同組合 代表理

事 西森 慶郎

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月9日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第8号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13 中村警察署の表中村警察署江川崎駐在所の項中「四万十市西土佐江川崎247番地3」を「四万十市西土佐江川崎151番3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年9月9日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成26年11月4日（火）から同月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成26年11月10日（月）から同月12日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成26年10月6日（月）及び7日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成26年10月8日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
平成26年10月14日（火）から同月16日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務

の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県新資料館（仮称）建築主体工事 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県文化生活部文化推進課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 落札者を決定した日
平成26年5月15日

4 落札者の氏名及び住所
清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 香川県高松市亀井町2番地1

5 落札金額
2,806,920,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成26年3月20日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
（仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築主体工事 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県文化生活部私学・大学支援課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年11月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
大林・和・響特定建設工事共同企業体 高知市堺町1番21号

5 随意契約に係る契約金額  
2,528,280,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年9月9日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新図書館等複合施設建築主体工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局新図書館整備課 高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階
- 3 落札者を決定した日
平成26年5月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
大成・ミタニ・有生特定建設工事共同企業体 香川県高松市サンポート2番1号
- 5 落札金額
9,784,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成26年3月26日